

## 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

### I 根拠法令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第14条、第22条、第27条第1項、第30条第1項、第45条第1項、第65条第1項、第65条の2、第66条第2項、第66条の3、第66条の4、第66条の6、第100条第1項、第103条第1項及び第113条

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第39号、第21条第7号、第22条第2項及び別表第3第2号37

家内労働法（昭和45年法律第60号）第17条第1項及び第2項

労働基準法（昭和22年法律第49号）第64条の3第3項

### II 改正の内容

#### 1 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正

(1) 令の改正により、法第57条第1項の名称等を表示すべき物（以下「表示対象物質」という。）にジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP。以下「DDVP」という。）を追加する予定であることを踏まえ、DDVPを1%以上含有する製剤その他の物についても表示対象物質に追加する。

(2) クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン又はメチルイソブチルケトン（以下「クロロホルムほか9物質」という。）を入れてあった容器の集積箇所を統一する措置を元方事業者に義務付けるとともに、クロロホルムほか9物質関係の作業主任者の選任は、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから行わなければならないこととする。

(3) DDVP関係の作業主任者の選任は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから行わなければならないこととする。

#### 2 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の一部改正

##### (1) DDVP関係

① 特化則の「特定化学物質」、その細分類である「第二類物質」及びその細分類である「特定第二類物質」に「DDVP」及び「DDVPを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」を追加する（※）。

※ 「特定化学物質」、「第二類物質」及び「特定第二類物質」に追加されることにより、DDVP又はその製剤その他の物（以下「DDVP等」という。）を製造し、又は取り扱う業務を行う場合には、局所排気装置の設置等の発散抑

制措置、各種設備の使用後の処理、漏えいの防止のための措置、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施、保護具の備付け等が義務付けられる。

- ② 特化則第38条の3に規定する特別管理物質にDDVPを追加する。

※ 「特別管理物質」に追加されることにより、作業場における物質の名称等の掲示、作業の記録、事業廃止時の記録の提出等が義務付けられる。

- ③ DDVPに係る作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録を30年間保存することを義務付ける。

- ④ DDVPに係る健康診断の項目として、肝機能障害、皮膚障害等に関する項目を規定する。

- ⑤ DDVP等を製造し、又は取り扱う業務のうち、成形、加工又は包装の業務以外の業務については、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施及び特化則に規定する措置の対象としないこととする。

## (2) クロロホルムほか9物質関係

- ① 「特定化学物質」、その細分類である「第二類物質」及びその細分類である「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改め、「特別有機溶剤等」に「クロロホルムほか9物質」、「クロロホルムほか9物質のいずれかについて、その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」及び「エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン、クロロホルムほか9物質又は令別表第6の2に規定する有機溶剤(エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン、クロロホルムほか9物質又は令別表第6の2に規定する有機溶剤のうち複数の物が含まれる場合には、それらの合計。)を重量の5%を超えて含有する製剤その他の物(ただし、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令36号)に規定する有機溶剤含有物を除く。)」を追加する(※)。

※ 「特別有機溶剤等」に追加されることにより、クロロホルムほか9物質又はその製剤その他の物(以下「クロロホルム等」という。)を製造し、又は取り扱う業務を行う場合には、局所排気装置の設置、容器の使用、作業主任者の選任等が義務付けられる。

- ② 特化則第38条の3に規定する「特別管理物質」にクロロホルム等を追加する。

※ 「特別管理物質」に追加されることにより、作業場における物質の名称等の掲示、作業の記録、事業廃止時の記録の提出等が義務付けられる。

- ③ クロロホルムほか9物質に係る作業環境測定の結果及びその評価の結果の記録を30年間保存することを義務付ける。

- ④ クロロホルムほか9物質に係る健康診断の項目として、肝機能障害、中枢神経症状等に関する項目を規定する。

- ⑤ クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務(有機溶剤中毒予防規則第1条第6号イからヲまでに掲げるものをいう。以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。)以外の業務については、

作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施（※）及び特化則に規定する措置の対象としないこととする。

※ 特殊健康診断のうち、配転後の特殊健康診断の実施にあっては、ジクロロメタン又はその製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務のうち、印刷機等の洗浄・拭きの業務のみを対象とする。

⑥ その他所要の改正を行う。

3 家内労働法施行規則（昭和45年労働省令第23号）の一部改正

- (1) 委託に係る業務に関し、家内労働者に譲渡し、又は提供する際の容器の使用や注意事項の表示義務の対象となる物品に、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパン及びクロロホルムほか9物質を追加する。
- (2) 蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒を設けるように努めなければならない業務として、「有機溶剤等」を取り扱う業務を規定しているところ、「有機溶剤等」に特化則第2条第3号の2の「特別有機溶剤等」を追加する。
- (3) 委託に係る業務に関し、「有機溶剤等」を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供する場合に交付しなければならない危害防止のための書面の記載事項の一部を見直す。

4 女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）の一部改正

- (1) 女性の就業を禁止する業務に、屋内作業場であって、スチレン、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）又はトリクロロエチレンについて特化則第36条の2の規定により作業環境測定結果の評価を行った結果、第3管理区分に区分された場所での業務を追加する。
- (2) その他所要の改正を行う。

5 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

令の改正により、令別表第6の2から削除された物を規制対象から削除する等の改正を行う。

6 その他所要の改正を行う。

III 施行期日

平成26年11月1日（予定）